

補助金調書

補助金名	福岡市医師会保健福祉事業補助金			担当課 (連絡先)	保健福祉局健康医療部地域医療課 (TEL 711-4264)	
交付先	団体	一般社団法人 福岡市医師会		区分	その他の補助金	
交付先決定方法	非公募	(公募の場合) 公募時期				
(公募の場合) 応募要件						
(非公募の場合) 非公募の理由	当該補助金は、市民の健康づくりの推進や地域医療の充実等を図ることを目的に、福岡市医師会が実施する各種事業に対して補助を行うものであり、同等の事業を行う団体は他にないため。					
補助開始年度	昭和48	年度	経過年数	49	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	<p>【補助金の目的】 福岡市における公衆衛生の普及向上、市民の健康づくりの推進及び地域医療の充実等を図ることを目的とする。</p> <p>【補助対象事業】 (1)公衆衛生の普及向上に関する事業 (2)市民の健康づくりの推進に関する事業 (3)地域医療の充実に関する事業 (4)看護師等養成事業 (5)その他目的を達成するために必要な事業</p>					
補助金の終期	令和5	年度	延長回数	2	回	
終期を延長する理由	福岡市医師会は、市民向け広報啓発活動や医療従事者の育成・教育等の事業を実施し、福岡市の保健福祉、公衆衛生、地域医療の向上に大きく貢献しており、公益上補助が必要である。					
交付対象経費及び補助金の算定方法等	その他	<p>【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 上記補助対象事業にかかる人件費、広報費、謝礼金、旅費・交通費、使用料及び借損料、消耗品費、印刷製本代、通信費、委託費、貸付金、活動助成金、負担金、食糧費のうち、市の予算の範囲内かつ補助対象経費から国、県、その他の団体からの補助及び交付金額を差し引いた残額の1/2以内</p>				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	<p>【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】 医療関係市民セミナーや在宅医療推進事業等については、各区医師会及び勤務医会が主体となって事業を行っており、間接補助を行うことが適切であると判断されるため。 配分基準：1構成団体につき1事業内容当たり100千円以内の額</p>					
交付状況等 【上段：交付件数】 【下段：決算】 (※1)	当該年度	前年度		前々年度		前々々年度
	件	(1) 件		1 件		1 件
	60,900 千円	(60,900) 千円		60,900 千円		60,900 千円
前年度補助事業 の主な実施概要	(1)(2)市民向けの健康教室や小児生活習慣病対策部会等の開催による、福岡市民の公衆衛生の普及向上、健康づくりの推進 (3)地域医療の推進に向けた情報提供やデータ集積・解析、災害時の医療体制構築に関する事業、在宅医療の推進に関する事業等を実施 (4)地域医療の一員として社会に貢献できる看護師、准看護師の養成を目的として福岡市医師会看護専門学校を運営 (5)医療従事者向け会議・講習会や、従事者確保に向けた支援事業、医療保険事業の推進、医療費の適正化に関する事業を実施					
補助金交付 による効果	公衆衛生の普及向上や、市民の健康づくりの推進を図るとともに、保健・医療・福祉の連携による市民サービスに貢献している。 また、看護師及び准看護師の養成を通して、看護師不足の解消に努めることにより、保健医療供給体制の充実に貢献している。					

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。